

委託販売申し込み書

平成 年 月 日

依頼主(甲)

住所

氏名 印

TEL

生年月日

(乙)

千葉市花見川区検見川町3-370-25

TEL 043-350-5307

FAX 043-350-5308

有限会社 **AGI** 代表取締役 斎藤 至 印

依頼主(甲)は(乙)に下記の自動車を下記条件において販売を委託する。

自動車の表示

希望価格

万円

車名	グレード	初年度登録	色
登録番号	型式	走行 ^{キロ}	
車台番号	車両名義人		

契約条項

- (1) 依頼主(甲)は上記車両を(乙)に委託販売での売却を依頼し(甲)は抵当権、賃借権、差押え、公租公課等売渡しの障害となる何等の条件の負担もないことを保証し、万一これらの負担があるときは(甲)の責任において即時処理するものとする。これにより(乙)に損害を与えたときは一切の損害を直ちに賠償する。
- (2) 本契約終了後(甲)(乙)どちらかの都合による一方的な契約解除を行うときは、契約解除を申し出た者がペナルティとして相手方に金五万円を支払い、その他契約の為に生じた費用を負担する。
- (3) 上記の所有者の登録が(甲)と異なる場合でも所有者がこの売買契約に意義を申し立てたときは、(甲)の責任において直ちに解決する。
- (4) 上記車両は車検有効期間までの自動車賠償責任保険を完備しており売却後の名義変更に必要な書類を完備されているものとする。
- (5) (乙)は本契約終了後、すみやかに委託販売の手続きをする。
- (6) 車両預り中における事故及び盗難については(甲)の任意保険の定める車両保険にて処理するものとする。
- (7) (甲)は車両の不具合箇所及び修復歴について申告義務が発生し虚偽の申告をしてはならない。本契約終了後に申告の虚偽が発覚した場合は(甲)の責任下において処理を行うものとする。
- (8) (甲)の車両の査定は自動車公正取引協議会の査定基準に基づき行うものとする。
- (9) (甲)は月賦残債額が売却価格より下回る事を証明し保証する。
- (10) (甲)は上記車両が冠水車および事故歴(走行^{キロ}、改竄等)が自身により行われていない事を証明する。
- (11) (甲)は委託販売完了後速4日以内に名義変更書類を用意し(乙)に提出をしなければならない。
- (12) (乙)は名義変更書類を取得後速やかに名義変更を行い書類受領後7日以内に車両代金を(甲)に支払わなければならない。
- (13) (甲)(乙)上記各項に違反した場合はその損害を賠償する。上記契約を保証する為、本書を3通作成し(甲)(乙)各々署名捺印し、その1通を各自保持する。